

福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、主に貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する子どもを対象に、食事の提供と居場所づくりを行う事業の実施に要する経費の助成を行うことにより、子どもが健やかに育成される環境整備を促進することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する事業（以下「補助対象事業」という。）は、主に貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する子どもを対象とする事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 食事の提供と居場所づくりを行う事業であって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 実施場所が福岡市内であり、原則として、毎月同一地域内の決まった場所で実施していること。

イ 主な利用者は福岡市民であって、実施場所を中心とした地域の貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する子どもであること。

ウ 食事の提供を行うこと。

エ 学習支援や子ども同士の遊び体験、大人と関わる機会の創出など、子どもの居場所づくり活動を行うこと。

オ 宗教活動または政治活動、営利を目的としないこと。

カ 開催頻度は、月1回以上であること。

キ 開設時間は、1回あたり概ね3時間以上であること。ただし、感染症拡大防止等その他のやむをえない事情がある場合はこの限りではない。

ク 開設時においては、常駐できる責任者を配置すること。

ケ 前号に定める責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置すること。

コ 福岡市の他の補助金の交付を受けていないこと。

(2) フードパントリー（食料等無料配布）を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 実施場所が福岡市内であり、原則として、毎月同一地域内の決まった場所で実施していること。

イ 主な利用者は福岡市民であって、実施場所を中心とした地域の子どものいる貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する者であること。

ウ 希望者に食料等（日用品や学用品を含む）を無料で配布すること。

エ 宗教活動または政治活動、営利を目的としないこと。

オ 開催頻度は、月1回以上であること。

カ 食料等の配布人数は、1回あたり概ね10人以上であること。

キ 開設時においては、常駐できる責任者を配置すること。

ク 前号に定める責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置すること。

ケ 福岡市の他の補助金の交付を受けていないこと。

- 2 補助対象事業は、原則として実施場所ごとに決定するものとする。ただし、同一団体が同一地域内で実施場所を移転する場合又は複数の実施場所を設ける場合については、一つの事業とみなすことができる。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付を申請できる団体は、前条に規定する事業を行う団体であつて、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 定款・会則等を備えていること。
- (2) 当事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できる団体であること。
- (3) 宗教または政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと。
- (5) 市町村税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費であつて別表1に定めるものとし、事業を開始する場合にあつては同表第1項から第3項に定めるものを、事業を実施する場合にあつては同表第4項から第8項までに定めるものを、学習支援を実施する場合にあつては同表第9項及び第10項に定めるものを、それぞれ補助対象経費とする。

ただし、補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費については、補助対象外とする。

(工事請負費、備品購入費等)

第6条 別表1第1項、第2項及び第7項に定める経費に対し補助金の交付を受けようとする団体は、市長と事前に協議を行い、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、備品が別表1に該当しない場合であっても、市長が備品と定めることが適当と判断するものについては、備品として取り扱うことができるものとする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として予算の範囲内で市長が定める額とし、下記の区分に応じて補助対象経費の3分の2以下とする。

- (1) 事業開始に要する経費 10万円
- (2) 事業実施に要する経費

開催頻度	月1回	15万円
	月2回	30万円
	月3回	45万円

月 4 回以上 60 万円

(3) 学習支援に要する経費

開催頻度 月 1 回 3 万円

月 2 回 6 万円

月 3 回 9 万円

月 4 回以上 12 万円

- 2 前項第 1 号に定める経費については、原則、申請初年度のみ補助対象とする。ただし、事業を実施する場所を追加する場合は、2 年目以降も申請を行うことができる。
- 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める経費について、補助金の交付額は、申請日の属する月以降の事業実施月数による月割計算で限度額を定める。
- 4 一月の事業実施回数は、次条第 2 項に規定する補助対象期間のうち最多回数を基礎として、これに対応する開催頻度に満たない月があるときは、当該月ごとに、第 1 項第 2 号に定める経費にあつては、前項に定める限度額から別表 2 に定める額を減じるものとし、第 1 項第 3 号に定める経費にあつては、前項に定める限度額から別表 3 に定める額を減じるものとする。ただし、災害その他のやむをえない事情がある場合はこの限りではない。
- 5 前項に規定する限度額の計算において、学校の長期休業期間等に、主に貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する子どもの支援を目的として開催頻度を増やす場合は、当該月の増加した開催回数を、補助対象期間内の他の月に振り分けて、月ごとの事業実施回数とすることができる。
- 6 補助金の交付額の千円未満の額は切り捨てとする。

(補助期間等)

第 8 条 同一団体に対する補助期間は 8 か年を限度とする。

- 2 補助対象期間は、申請日から当該申請日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

ただし、前年度に補助金の交付を受けた団体については、申請日の属する月の初日から当該申請日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

(補助金の交付申請等)

第 9 条 市長は、補助金の交付を希望する団体を公募する。補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金交付申請書（様式第 1－1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 1－2 号）
 - (2) 事業収支計画書（様式第 1－3 号）
 - (3) 事業資金計画書（様式第 1－4 号）
 - (4) 実施団体の定款または規約及び役員名簿
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請団体は、前項に定める交付申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補

助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合にはこれを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(暴力団の排除)

第10条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に定める排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請団体の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に定める暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請団体又は補助金の交付を受けた団体（以下「補助団体」という。）に対し当該申請団体又は補助団体の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定等)

第11条 市長は、第9条の規定により補助金の交付申請書を受理した場合には、申請に係る書類の審査等を行い、補助金交付の可否を決定する。

2 補助金交付の可否について、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）、または、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

3 市長は、必要に応じ、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(事業の変更)

第12条 補助団体は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業内容を変更する場合は、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業変更申請書（様式第4-1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、当該申請の内容を審査し、承認の可否と変更後の補助金の交付額を決定する。

3 承認の可否について、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業変更承認通知書（様式第4-2号）、または、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業変更不承認通知書（様式第4-3号）により、補助団体に通知するものとする。

4 変更後の補助金の交付額について、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金変更決定通知書（様式第4-4号）により、補助団体に通知するものとする。

(事業の中止・廃止)

第13条 補助団体は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業を中止または廃止する場

合は、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業中止・廃止申請書（様式第5－1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、当該申請の内容を審査し、承認の可否を決定する。
- 3 承認の可否について、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業中止・廃止承認通知書（様式第5－2号）、または、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業中止・廃止不承認通知書（様式第5－3号）により、補助団体に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第14条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

（実績報告）

第15条 補助団体は、事業が完了したとき、又は事業の中止又は廃止が承認されたときは、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業実績報告書（様式第6－1号）に、次の各号に掲げる事項を添えて市長に報告するものとする。

- (1) 事業成果報告書（様式第6－2号）
- (2) 事業収支報告書（様式第6－3号）
- (3) 領収書及び納品書
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 第9条第2項ただし書に基づき交付の申請をした補助団体は、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第9条第2項ただし書に基づき交付の申請をした補助団体は、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6－4号）に関係書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、事業の完了の報告を受けた場合、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業実績調査確認書（様式第7号）をもって調査確認し、実施事業の活動状況及びこれに係る経費の支出が適正であると認められるものに対し、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 前条に規定する通知を受けた補助団体は、市長に速やかに請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

- 2 補助団体は、当該事業の完了前であっても、事業の性質や資金計画上、事業終了前に補助金を交付することが適当であると市長が認めるときは、補助金の全部または一部の交付を事前に受けることができる。
- 3 補助金の事前交付を受けた補助団体は、前条の規定により確定した補助金の額が、前項の規定により事前に交付を受けた額に満たないときは、市長が指定する期限までにその満たない額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合は助成の決定を取消し、及び交付した補助金の全額または一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成を行うことを不適當と認めたとき

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(処分制限財産)

第20条 補助団体は、補助対象事業により取得若しくは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が1個50万円以上のものとする。
- 3 補助団体は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により、補助団体が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成28年6月23日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は令和7年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(物価高騰及び新型コロナウイルス感染対策に関する特例)

- 3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における補助対象事業については、第3条に規定するもののほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たすフードパントリー（食料等無料配布）事業についても対象とする。

- (1) 福岡市内で実施されること。
- (2) 主な利用者は子どもがいる貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する者であること。
- (3) 希望者に食料等（日用品や学用品を含む）を無料で配布すること。
- (4) 宗教活動または政治活動、営利を目的としないこと。
- (5) 開催頻度は、月1回以上であること。
- (6) 食料等の配布人数は、1回あたり概ね10人以上であること。
- (7) 開設時においては、常駐できる責任者を配置すること。
- (8) 前号に定める責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置すること。
- (9) 福岡市の他の補助金の交付を受けていないこと。

- 4 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における補助金の交付額については、第7条第1項第2号の事業実施に要する経費の限度額の規定及び別表1事業実施に要する経費の項上限額の欄中、「10万円」とあるのは「15万円」と、「20万円」とあるのは「30万円」と、「30万円」とあるのは「45万円」と、「40万円」とあるのは「60万円」と、第7条第3項中「申請日の属する月」とあるのは「令和4年4月」と読み替えるものとする。

- 5 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における補助対象期間については、第8条第2項中「申請日から当該申請日の属する年度の3月31日まで」とあるのは「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」と読み替え、同項ただし書の規定は適用しないものとする。

(同一団体の補助期間の限度に関する特例)

- 6 令和5年4月1日以降、当分の間、第8条第1項の補助期間の限度に係る規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和4年10月21日から施行し、改正後の制定附則第3項から第5項までの規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表 1 補助対象経費

費目		内訳等	上限額
事業開始に要する経費	1 工事請負費	(1) 建物の改修・増築に係る費用を補助対象とする。 (2) 事業実施に最低限必要な改修に限る。	10万円 ※原則、初年度のみ
	2 備品購入費	(1) 備品とは、価格が5万円以上かつ、耐用年数が2年以上のものとする。 (2) 事業の実施に最低限必要なものに限る。	
	3 その他経費	(1) 以下の物品を購入した際は、金額に関わらず、その他経費として計上できるものとする。 ・書籍類 ・トランプ等のカードゲーム類 ・将棋、オセロ等のボードゲーム類 ・ボール、ラケット等のスポーツ用品 ・机、いす、棚、カーペット等の什器類 ・調理に要する、鍋やフライパン等の器具並びに冷蔵庫や電子レンジ、ポット等の家具類	
事業実施に要する経費	4 賃借料又は会場借上料	(1) 事業に利用する場合に限り補助対象とする。 (2) 自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、補助対象外とする。	開催頻度 月 1 回15万円 月 2 回30万円 月 3 回45万円 月 4 回以上60万円
	5 需用費	(1) 印刷消耗品費 イ 価格が5万円未満であり、かつ、事業で利用するものに限り補助対象とする。 ロ 広告宣伝のためのチラシ等を印刷する費用にも使用できるものとする。	
		(2) 光熱水費 イ 事業に利用する場合に限り補助対象とする。 ロ 事業実施に要した金額を明示すること。	
		(3) 食糧費（食材費） イ 事業に利用する場合に限り補助対象とする。 ロ 会食代は、補助対象外とする。	
	6 役務費	(1) 交通費 イ 食材や食事等の運搬に係る、公共交通機関の運賃、タクシー代、ガソリン代、高速道路利用料金、駐車料金について補助対象とする。 ロ 事業に係るボランティアに限り、公共交通機関の運賃等について補助対象とする。 ハ 事業実施に要した金額を明示すること。	

費目		内訳等	上限額
事業実施に要する経費	6 役務費	(2) 保険料 利用者や運営スタッフの事業に係るケガや賠償責任の補償を行う保険の保険料を対象とする。	開催頻度 月1回15万円 月2回30万円 月3回45万円 月4回以上60万円
		(3) 通信費 電話代及びはがき・郵便切手代に限り、事業に要した通信費を対象とする。	
	7 工事請負費 又は備品購入費	(1) 内訳は事業開始に要する経費に同じ。	
		(2) 過去にこの補助金の交付を受けた経費と同一箇所を工事する場合や同一品目の備品・物品等を購入する場合は、やむを得ない事情があるときに限り対象とする。	
	8 負担金及び報償費	(1) 負担金 事業における食品衛生上の責任者となるための、食品衛生責任者養成講習会の受講費や活動を充実させるための研修を受講する場合の受講料を対象とする。	
		(2) 報償費 イ 事業に係る外部の有償ボランティア、講師等への謝礼金に限り補助対象とする。 ロ 団体構成員への謝礼金は補助対象外とする。	
学習支援に要する経費	9 需用費	(1) 印刷消耗品費 以下の物品の購入等について費用を要した際は、金額に関わらず、補助対象とする。 ・参考書や問題集の購入 ・学習支援に要するコピー代及び用紙代	開催頻度 月1回3万円 月2回6万円 月3回9万円 月4回以上12万円
	10 報償費	(1) 学習支援に要する有償ボランティア、講師等への謝礼金に限り、補助対象とする。 (2) 団体構成員への謝礼金は補助対象外とする。	

別表 2

実施回数 開催頻度	事業実施に要する経費の限度額から減じる額（単位：円）				
	月0回	月1回	月2回	月3回	月4回以上
月1回	12,500				
月2回	25,000	12,500			
月3回	37,500	25,000	12,500		
月4回以上	50,000	37,500	25,000	12,500	

別表 3

実施回数 開催頻度	学習支援に要する経費の限度額から減じる額（単位：円）				
	月 0 回	月 1 回	月 2 回	月 3 回	月 4 回以上
月 1 回	2,500				
月 2 回	5,000	2,500			
月 3 回	7,500	5,000	2,500		
月 4 回以上	10,000	7,500	5,000	2,500	